

報告第 28 号

民事訴訟の提起に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記調書のとおり民事訴訟の提起に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

記

建物明渡し等を求める訴えの提起に係る専決処分調書

番号	訴訟の目的の価額	概 要
	専 決 処 分 日	
1	56 万 2,417 円	(1) 被告 債務者 (2) 請求の原因 大田区営住宅の使用料及び共益費を滞納したことにより、当該建物の使用許可を取り消したが、占有し続けたため (3) 請求の要旨 ア 建物の明渡し イ 滞納使用料等及び明渡しの遅延に係る損害金の支払
	平成 28 年 10 月 19 日	

報告第 29 号

訴え提起前の和解に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記調書のとおり訴え提起前の和解に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

記

使用料等の支払を求める訴え提起前の和解に係る専決処分調書

番号	和解の目的の価額	概 要
	専 決 処 分 日	
1	452 万 2,977 円	(1) 相手方 債務者 (2) 請求の原因 大田区民住宅の使用料、共益費及び設備使用料を滞納したため (3) 和解の要旨 滞納使用料等 135 万 7,700 円の弁済及び今後の支払並びに支払を怠った場合の建物の明渡し等
	平成 28 年 10 月 27 日	

報告第 30 号

区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松原忠義

記

番号	件名	賠償金額	概要
		専決処分日	
1	ごみ収集作業車による物損事故	20 万 5,740 円	平成 28 年 9 月 22 日午前 8 時 55 分頃、北千束三丁目 3 番のマンション敷地内において、ごみ収集作業車が転回した際、当該マンションの照明灯に、当該作業車の後部が接触し、当該照明灯が損傷した。 (環境清掃部)
		平成 28 年 10 月 31 日	
2	小学校校舎外壁落下による車両損傷事故	41 万 3,555 円	平成 28 年 8 月 2 日頃、区立六郷小学校校舎の外壁が剥がれ、その破片の一部が相手方宅に落下し、駐車していた相手方車両が損傷した。 (教育総務部)
		平成 28 年 11 月 1 日	

報告第 31 号

大田区立東六郷小学校校舎改築電気設備工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松原 忠義

記

1 契約金額

当初金額 金 2 億 628 万円

今回変更後金額 金 2 億 665 万 8,000 円

2 専決処分日

平成 28 年 10 月 19 日

（説明）

平成 27 年第 2 回区議会定例会において議決された、大田区立東六郷小学校校舎改築電気設備工事請負契約について、校内 LAN 環境整備のための配管を設置する必要が生じたことなどのため、一部変更した。

報告第 32 号

大田区立志茂田小学校及び大田区立志茂田中学校ほか 2 施設改築その他機械設備工事（I 期）請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 6 億 3,612 万円

今回変更後金額 金 6 億 3,731 万 8,800 円

2 専決処分日

平成 28 年 11 月 1 日

（説明）

平成 27 年第 3 回区議会定例会において議決された、大田区立志茂田小学校及び大田区立志茂田中学校ほか 2 施設改築その他機械設備工事（I 期）請負契約について、配膳室に空調機を設置したことなどのため、一部変更した。

報告第 33 号

大田区立東六郷小学校校舎改築機械設備工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 3 億 4,560 万円

今回変更後金額 金 3 億 4,539 万 4,800 円

2 専決処分日

平成 28 年 10 月 19 日

(説明)

平成 27 年第 2 回区議会定例会において議決された、大田区立東六郷小学校校舎改築機械設備工事請負契約について、給排水等配管経路を変更したことなどのため、一部変更した。

報告第 34 号

大田区民ホール音響設備改修工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 2 億 8,080 万円

今回変更後金額 金 2 億 8,067 万 400 円

2 専決処分日

平成 28 年 10 月 14 日

(説明)

平成 27 年第 3 回区議会定例会において議決された、大田区民ホール音響設備改修工事請負契約について、大ホールの固定はねかえりスピーカーを、必要な性能を満たす他機種に変更したことなどのため、一部変更した。